明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五三）　一
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（経済産業・環境二）　二

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務一五七～一五九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一六〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産七四九～七五六）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五九八～六〇〇）　四
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一一八）　四
○道路に関する件（北海道開発局五八～六三）　六

〔国会事項〕
法務省　六

〔人事異動〕
官庁事項　六

〔叙位・叙勲〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六

〔皇室事項〕
官庁事項　六

〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六

〔資　料〕
令和五年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁　公示送達関係　八
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

省令

○総務省令第五十三号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十六日　総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～31　略］ 32　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　電気通信事業法第十三条第五項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［三～七　略］ ［33～184　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～31　同上］ 32　［同上］ ［一　同上］ 二　電気通信事業法第十三条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［三～七　同上］ ［33～184　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省令第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年六月十六日　経済産業大臣　西村　康稔　環境大臣　西村　明宏

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府・厚生省・通商産業省令第一号。以下「規則」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。